

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	軽井沢町

軽井沢町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 環境課 野生鳥獣対策係
所在地 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1
電話番号 0267-45-8556
FAX番号 0267-46-3165
メールアドレス animal@town.karuizawa.nagano.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ、ハクビシン、アメリカミンク
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長野県 軽井沢町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	農作物、庭	0万円、0.001ha、2件
ニホンジカ	農作物（キャベツ、レタス）	49.4万円、0.16ha、2件
ニホンザル	農作物、家庭菜園、花壇	0万円、0.002ha、11件
ツキノワグマ	農作物 屋外ゴミ等被害	0万円、0ha、0件 21件
鳥類、他野生動物	農作物（キャベツ、レタス、チンゲンサイ）、庭 家屋侵入等被害	41.8万円、0.111ha、2件 11件

(2) 被害の傾向

町内で定植後及び収穫前のキャベツ、レタス等の食害やマルチの踏み荒らし、踏み倒しが発生し、収穫に影響を与えている。

また年間を通して、電気柵等防除用施設に対する補助を行っているが、破損被害が発生している。

町内の直売所出荷者や家庭菜園にも野生動物による被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	0万円	0万円
被害面積	0.001ha	0ha
相談件数	2件	1件

ニホンジカ

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	49.4万円	43.7万円
被害面積	0.16ha	0.14ha
相談件数	2件	1件

ニホンザル

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	0万円	0万円
被害面積	0.002ha	0ha
相談件数	11件	9件

ツキノワグマ

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	0万円	0万円
被害面積	0ha	0ha
相談件数	21件	19件

その他（鳥類他野生動物）

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	41.8万円	35.5万円
被害面積	0.111ha	0.09ha
相談件数	13件	11件

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣捕獲許可証を所持する軽井沢町猟友会員による銃器及わなによる捕獲の実施。 ○捕獲報償金及び有害鳥獣駆除に係る経費の負担。 ○くくりわな、箱わな等の捕獲機材の購入。 ○捕獲鳥獣の焼却、商品化等に係る費用の負担。 ○専門団体による捕獲、追い払い、調査の実施（委託） ○町職員等によるサル追いの実施。 ○メール配信サービスによる位置情報等の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地周辺での捕獲従事者（猟友会）の高齢化や減少により、捕獲体制が維持できないことに課題がある。 ○イノシシは豚熱（CSF）により減少したが、回復に伴い被害が増加しつつあるため、継続的な対策が必要である。 ○ニホンジカは増加傾向にあるため、電気柵等防除用施設の設置や継続的な捕獲駆除が必要である。 ○ニホンザル個体数の減少に伴い、離れサルによる問題行動の発生等、行動が不安定になってきているため、全頭駆除等の抜本的な対策が必要となっている。 ○イノシシ、ニホンジカの捕獲ワナによるツキノワグマの錯誤捕獲が発生しているため、対策が必要である。 ○ツキノワグマの未標識若齢個体が多く捕獲されており、突発的遭遇に伴う事故回避のため、ゾーニングの見直しと、エリア毎の対応基準に沿った対応の徹底が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌等による普及活動。 ○農地に対する防除用施設設置費用の補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防除用施設への費用補助について周知していく必要がある。

生息環境 管理その 他の取組	○緩衝帯整備の実施。	○緩衝帯整備後の維持管理が徹底 されていないことが多い。
----------------------	------------	---------------------------------

(5) 今後の取組方針

農地周辺以外で捕獲に従事している猟友会員に農地周辺でのわな設置、捕獲への協力を依頼し、イノシシやニホンジカ等有害鳥獣の集中的な捕獲を行うことにより、被害の軽減に努める。また、猟友会員による継続的な捕獲体制の維持を目指して、新規会員の取得に向けたSNS等の利用による広報活動、わな免許等新規取得時の費用助成や免許取得後の講習会の実施等を検討するとともに、農地周辺の有害鳥獣捕獲に関する報償金の増額についても検討する。

農業者に対しては、防除用施設の設置推進のための補助制度の利用を促し、防除体制の構築に努める。また、圏域での広域捕獲や広範囲を防除できる防除用施設の設置についても検討する。

ニホンザルについては、町職員による追い払いを継続して行うとともに、個体数調整を実施し被害軽減に努める。

関連するNPO団体や、町野生鳥獣専門員を積極的に活用し、農作物被害が拡大することのないよう、町民の被害防除意識を高めるための啓発活動に取り組んでいく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ① イノシシ、ニホンジカ 【有害鳥獣対策委託等】（軽井沢町猟友会）
被害軽減のために、猟友会員が年間を通じて捕獲を行う。
町は、有害鳥獣捕獲許可を有する町猟友会員へ鳥獣捕獲に係る経費として報償金、運搬経費、わなの管理経費を支出する。
- ② ニホンザル 【ニホンザル対策事業】（町職員（専門員他））
町内に生息するK群の個体数調整と、行動範囲の縮小を図るための一定頭数及び離れザルの駆除とし、群れの状態により、全頭駆除について国、県と協議する。
- ③ ツキノワグマ 【ツキノワグマ対策事業委託】（NPO法人ピッキオ）
捕獲した場合は基本的に学習放獣とし、受託団体の職員のうち捕獲許可を受けているものが安全な手順に従い放獣を実施することとする。自己の安全確保のため、必要がある場合は麻酔銃もしくは銃器を携行する。
- ④ アライグマ等 【アライグマ等対策事業委託】（NPO法人あーすわーむ）
有害鳥獣として町猟友会員が捕獲した場合には、手続き後に受託団体に引き渡し、寄生虫等の検査を実施する。受託団体が捕獲した場合も同等の検査を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ等 外来中型獣	くくりわな等の捕獲機材の購入。 農地に対する防除用施設設置費用の補助。 サル追い職員への狩猟免許更新費用負担。
6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ等 外来中型獣	農地に対する防除用施設設置費用の補助。 サル追い職員への狩猟免許更新費用負担。
7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ等 外来中型獣	くくりわな、箱わな等の捕獲機材の購入。 農地に対する防除用施設設置費用の補助。 サル追い職員への狩猟免許更新費用負担。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲頭数実績及び、町猟友会の対象鳥獣に関する見識に基づき、捕獲計画数を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数（頭）		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	70	90	130
ニホンジカ	770	770	770
アライグマ等 外来中型獣	20	20	20
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数

捕獲等の取組内容

- ・長野県特定鳥獣管理計画に基づき軽井沢町鳥獣被害対策協議会で策定した捕獲計画により捕獲を実施する。
- ・捕獲については、年間を通じて実施し、町及び猟友会にて、わな・檻・銃器等を用いて行う。
- ・捕獲実施予定場所は軽井沢町内全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- ・人身被害の危険性が懸念される場合、周囲の安全を十分に考慮し、対象鳥獣を確実に捕獲するため使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
軽井沢町	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、アメリカミンク

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

(単位：a)

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 中型野生動物	300	300	300

※営農者・準営農者が農地を防除するために設置する防除用施設を補助対象とする。一団の農地部分の設置も推進する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 中型野生動物	防除用施設の新設、修繕等維持管理、更新	防除用施設の新設、修繕等維持管理、更新	防除用施設の新設、修繕等維持管理、更新

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ等 外来中型獣 在来野生動物	メール、広報等による普及啓発 有害鳥獣被害防除用施設設置補助(農地対象) 緩衝帯整備 誘引物管理指導、被害防除指導 有害鳥獣駆除報償金、有害鳥獣対策委託(猟友会) ニホンザル追い払い活動 ツキノワグマ対策事業委託(NPO法人ピッキオ) アライグマ等対策事業委託(NPO法人あーすわーむ)
6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ等 外来中型獣 在来野生動物	メール、広報等による普及啓発 有害鳥獣被害防除用施設設置補助(農地対象) 緩衝帯整備 誘引物管理指導、被害防除指導 有害鳥獣駆除報償金、有害鳥獣対策委託(猟友会) ニホンザル追い払い活動 ツキノワグマ対策事業委託(NPO法人ピッキオ) アライグマ等対策事業委託(NPO法人あーすわーむ)
7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ等 外来中型獣 在来野生動物	メール、広報等による普及啓発 有害鳥獣被害防除用施設設置補助(農地対象) 緩衝帯整備 誘引物管理指導、被害防除指導 有害鳥獣駆除報償金、有害鳥獣対策委託(猟友会) ニホンザル追い払い活動 ツキノワグマ対策事業委託(NPO法人ピッキオ) アライグマ等対策事業委託(NPO法人あーすわーむ)

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
軽井沢町猟友会	有害鳥獣の緊急捕獲
NPO法人ピッキオ	緊急パトロール及び緊急捕獲
NPO法人あーすわーむ	アライグマ等中型獣(アライグマ・ハクビシン・アメリカミンク)の緊急捕獲
軽井沢警察署	住民の安全、銃器使用許可
軽井沢町	住民への注意喚起、関係機関との連絡調整 緊急パトロール

(2) 緊急時の連絡体制

ツキノワグマ … 町野生鳥獣対策係→NPO法人ピッキオ→軽井沢警察署 →軽井沢町猟友会
アライグマ他中型獣（アライグマ・ハクビシン・アメリカミンク）… 町野生鳥獣対策係→NPO法人あーすわーむ
ニホンジカ、イノシシ…町野生鳥獣対策係→軽井沢町猟友会→軽井沢警察署
ニホンザル … 町野生鳥獣対策係

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシについては、焼却処理または埋設処理、もしくは自家処理。 ・ニホンジカについては、処理加工施設への搬入または焼却処理、もしくは埋設処理や自家処理。 ・ツキノワグマの駆除個体については、学術研究利用または焼却処理もしくは埋設処理。 ・アライグマ等外来中型獣については、解剖し病原虫の検査を実施後、焼却処理もしくは学術研究利用。 ・ニホンザルについては、個体検測後に焼却処理または埋設処理。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	軽井沢町へ国から出荷制限が指示されているため、出荷制限一部解除について県との協議を進める。
ペットフード	小諸市野生鳥獣商品化施設と町内民間法人の処理加工施設へ持ち込み、捕獲したシカ肉の有効利用の推進をはかる。
皮革	小諸市野生鳥獣商品化施設と町内民間法人の処理加工施設へ持ち込み、捕獲したシカ皮の有効利用の推進をはかる。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	捕獲駆除したツキノワグマは、獣医系大学で解剖を行う。 アライグマは、解剖して病原虫検査を行う。

(2) 処理加工施設の取組

町で整備計画はないが、小諸市野生鳥獣商品化施設と町内民間法人の処理加工施設がある。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	軽井沢町有害鳥獣被害予防対策協議会
構成機関の名称	役割
軽井沢警察署	住民の安全、銃器使用許可
佐久地域振興局林務課	野生動物有害捕獲許可、被害防除対策支援
J A 佐久浅間軽井沢支所	農業被害等の把握、農業被害防除対策指導
軽井沢町猟友会	銃器、ワナ等有害鳥獣捕獲
軽井沢町議会	町議会としての活動
軽井沢町農業委員会	農地について助言及び被害防除対策実施
軽井沢町区長会	被害関係区の区民への情報等伝達
鳥獣保護員、自然公園指導員	鳥獣保護、自然公園内指導
学識経験者(理学博士)	野生動物の知識
軽井沢町別荘管理防犯組合	別荘の有害鳥獣被害状況把握
営農団体	農業被害等の把握、被害防除対策実施
軽井沢町	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
環境省信越自然環境事務所	鳥獣保護区内の捕獲許可
東信森林管理署	国有林内の情報収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策として、町猟友会及び町職員(銃及び罟免許所有者)による有害鳥獣捕獲を行うとともに、被害防除対策を進めていく。

4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・イノシシ、ニホンジカは、町猟友会へ有害捕獲の許可証を発行し、捕獲を実施。また、電気柵等防除用施設の啓発。
- ・ニホンザルは、町職員（ニホンザル対策専門員）による追い払いを行う。サル情報メール配信により定時の位置情報を周知。
- ・ツキノワグマは、NPO法人ピッキオへ業務委託し、捕獲個体へ発信器を装着してモニタリング、追い払いを行うほか、住宅地周辺への再出没防止のため学習放獣を実施。また、誘引物の除去啓発、遭遇時の対処方法指導、軋轢レベルにより個体数調整、町内各小学校でツキノワグマ啓発学習の実施。
クマ出没時は、クマ情報のメール配信により周知。
- ・アライグマ等中型獣（アライグマ・ハクビシン・アメリカミンク）は、NPO法人あーすわーむに業務委託し、生息調査・捕獲・捕獲個体の検体検査を実施。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし